

## 愛媛マイスター制度実施要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、本県のものづくり産業等において卓越した技能・技術を有し、優れた指導力がある者を愛媛マイスター（以下「マイスター」という。）として認定し、顕彰することにより、その社会的地位を高め、技能尊重気運の一層の醸成を図るとともに、その活用を通して、ものづくり産業における技能・技術の向上と人材の育成に資することを目的とする。

### (認定対象職種)

第2条 マイスターの認定対象となる職種は、技能検定職種及びこれに準ずる職種で知事が定めるものとする。ただし、県指定伝統的特産品の製造に係る職種は除くものとする。

### (認定基準)

第3条 マイスターの認定は、次の各号のすべての要件に該当する者に対して行うものとする。

- (1) 対象職種の技能検定試験最上級に合格した者又はこれと同等の技能・技術を有する者であって、県下で第一人者と目されていること。
- (2) 県内に居住又は在勤する者であること。
- (3) 認定対象職種に関し、15年以上の実務経験があること。
- (4) 後継者育成に熱意を有し、認定後においては、第7条に定めるマイスターの活動が可能であること。
- (5) 人格に優れ、他の技能・技術者の模範と認められること。

### (推薦方法)

第4条 マイスターは、市町、業界団体、企業等の長からの推薦により選考するものとする。

2 推薦をしようとする者は、推薦書（様式第1号）及び必要な添付資料を別に定める期間内に知事に提出するものとする。

### (認定の手続き)

第5条 知事は、推薦のあった者の中から、毎年5名程度をマイスターとして認定し、愛媛マイスター認定者名簿に登載するものとする。

2 知事は、「愛媛マイスター選考委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、マイスターの認定に当たっては、その意見を聴くものとする。

3 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (処 遇)

第6条 知事は、マイスターに認定証（様式第2号）及び章（盾）（様式第3号）を授与するものとする。

### (マイスターの活動)

第7条 マイスターに認定された者は、県、業界団体等からの要請により、次のような活動を行うも

のとする。

- (1) 公共職業能力開発施設での指導及び講演
  - (2) 業界団体等が実施する技術講習会での指導及び講演
  - (3) 小中学生を対象とした技能教室での指導
  - (4) 職場体験講座での中学・高校生の指導
  - (5) マイスター活動広報への協力
  - (6) その他ものづくり産業における技能の向上と人材の育成に関する活動
- 2 マイスターが前項の活動を行うことができなくなったときは、第5条第1項に規定する愛媛マイスター認定者名簿への登載を取り止めるものとする。
- 3 前項の規定により愛媛マイスター認定者名簿への登載を取り止めた者について、名誉愛媛マイスターと称することを認めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、制度の運用に当たって必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月26日から施行する。なお、この要綱施行の際現にある改正前の要綱の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り、これを訂正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成22年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月28日から施行する。

(様式第1号)

# 愛 媛 マ イ ス タ ー 認 定 推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事 様

推薦団体等名称  
代表者職氏名

所在地  
電話番号

別紙の者は、愛媛マイスターとしてふさわしいものと認められるので、愛媛マイスター制度実施要綱第4条の規定により推薦します。

(別 紙)

## 愛 媛 マ イ ス タ ー 推 薦 調 書

職 種 名						写真貼付欄	
(ふりがな) 氏 名							
生 年 月 日		大 正 昭 和 年 月 日 ( 歳 )					
現 住 所		〒 (TEL )					
勤 務 先 等	事業所名 代表者名						
	所 在 地						
	所 属 役 職						
	連 絡 先 担 当 者						
職 歴 (認定職種に係る経歴)		勤 務 先		従事業務・作業内容		従事期間(年月～年月)	
		計					
資 格		技能検定 (※1)	職種 (級)	作業名		取得 年月	
		その他の資格	名称	実施 主体		取得 年月	
表彰歴等		表 彰 名		実 施 主 体		受 賞 年 月	
		技 能 競 技 大 会 名		実 施 主 体		成 績	実 施 年 月
入 賞 歴							

※1 「職種名」は技能検定職種の名称を記入のこと。

技能の優秀性 (資料添付可)				
指導・育成 能力	研修会等での指導経験			
	職場での指導経験			
	その他指導育成に優れている点			
模範性 (人格等)				
マイスターとしての活動可能範囲 (※2)	活 動 内 容	最適	適	不適
	(1) 公共職業能力開発施設での指導及び講演			
	(2) 業界団体等が実施する技術講習会での指導及び講演			
	(3) 小中学生を対象とした技能教室での指導			
	(4) 職場体験講座での中学・高校生の指導			
	(5) マイスター活動広報への協力			
	(6) その他(具体的に記入)			
マイスターとして活動する場合の健康状態	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> やや支障あり	*支障がある場合、差し支えない範囲で理由を記入してください。		

※2 「マイスターとしての活動可能範囲」については、被推薦者や所属企業等に確認のうえ記入すること。

認定番号第 号

## 愛媛マイスター認定証

(職 種)

(氏 名)

(生年月日)

あなたは本県ものづくり産業において  
卓越した技能・技術を有し  
優れた指導力があると  
認められるので愛媛マイスターに  
認定します

年 月 日

愛媛県知事 氏 名

印

認定番号第（番号）号

## 愛媛マイスターの章

（職 種）

（氏 名） 殿

（生年月日） 生

上記の者は本県ものづくり産業において  
卓越した技能・技術を有し  
優れた指導力があるものと  
認められた愛媛マイスターである

年 月 日

愛媛県知事